

第2回 釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会

○日 時 平成16年8月26日(木) 午後1時30分から

○場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

○出席者(10名)

委員長 二瓶 雄吉

副委員長 中村 藤雄

委員 門間 俊二

小笠原 和子

金山 泰明

梅崎 明生

清水 一芳

佐藤 幸雄

東 利勝

川村 利明

○欠席者(2名)

委員 松橋 主幸

山田 圭祐

1 . 開会

二 瓶 議 長： 皆様ご苦勞様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回都市環境小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は総数12名のうち10名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。

また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。本日は、釧路市の門間俊二委員、白糠町の清水一芳委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

二 瓶 議 長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」でございますが、前回の小委員会において再提案となっております「ア 再提案項目」について事務局より説明願います。

事 務 局： それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただいた「都市環境小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案の再提案分」、「別紙3 調整方針修正案の未提案分」、さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」、また右肩に「当日配布『第1回小委員会要求資料』」と記載をしております「(上水道)事業認可の内容」でございます。資料に不足がなければ確認事項の説明に入らせていただきます。

会議資料の2ページにございます協議事項の(1)「ア 再提案項目」につきましては、前回の第1回小委員会におきまして、文言の整理を含め再提案を求められた項目でございますが、別紙2「調整方針修正案の再提案分」の1ページ、通番1から説明させていただきます。

なお、当日配布させていただきました「(上水道)事業認可の内容」につきましては、前回釧路町との給水の取り決めに関する資料を提出するよう求められましたものでございます。水道水に関する協議書の経過、水道水に関する協定書の概要、あわせて参考資料として釧路町関連資料～15年度決算の一覧表、また委員のみの配布とさせていただきますが、給水地区・分水地区の

区域図を本日配布させていただきました。

上下水道専門部会： 水道水に関する協議書の経過でございますが、給水につきましては、昭和41年に釧路町（旧）木工団地に区域外給水が開始され、同年46年3月に上水道布設に関する協議書を締結し、旧セチリ太地区への給水が開始されました。分水につきましては、昭和43年に（旧）東光団地へ分水が行われ、同年48年、（旧）山崎団地、工業団地（現在の睦、曙地区）への分水要望があったことから、市議会の同意を得て分水が開始され、その後、釧路町の要望により分水区域、分水量を増やしてきたところでございます。

また、15年度決算が記載されております表にございますが、釧路町への分水量は最大6,400立方メートルのところ、平成15年度実績で1,192立方メートル、約5.8%、収益につきましては、1立方メートル224円の料金として、2億6,700万円ほどの収益となっているところでございます。以上、配布資料の説明とさせていただきます。

（事務局より下記の再提案項目について説明）

通番1 【08-04-01-04】「入居者選考委員会」

通番2 【09-03-01-02】「都市公園の維持管理」

通番3 【10-01-03-08】「下水道審議会」

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から説明のありました「ア 再提案項目」について、ご質問、ご意見はございませんか。

（「ありません。」の声）

二 瓶 議 長： ただ今、提案された協議事項（1）「調整方針修正案の検討について」の協議を終了したいと思っておりますが、ここまで提案された内容について了承することによってよろしいでしょうか。また、本日配布された資料についても了承することによってよろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

二 瓶 議 長： それでは、協議事項（1）「調整方針修正案について」は了承されました。続きまして協議事項（1）「調整方針修正案の検討について」の「イ 未提案項目」について事務局より説明願います。

事 務 局： 協議事項の（1）「イ 未提案項目」についてご説明いたします。事前配布いたしました別紙3「調整方針修正案の未提案分（第2回都市環境小委員会／23項目中23項目）」をご覧ください。また、前回と同様に4市町協議欄におきまして、「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認をいただいた調整方針案は4市町合併協議会の調整方針といたし

ましても同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。それでは、別紙3「調整方針修正案の未提案分」の1ページから調整内容に修正がある項目を説明させていただきます。

(事務局より下記の調整方針修正案について説明)

- 通番1 【08-02-01-06】「下線管理関係団体への加入」
- 通番3 【08-08-01-01】「港湾指定」
- 通番17 【09-01-08-01】「字名・町名」
- 通番21 【09-03-01-03】「有料公園施設」
- 通番23 【10-02-01-01】「使用料」

二 瓶 議 長： ただ今提案がありました項目について質疑をお受けいたします。

金 山 委 員： 通番23「下水道使用料」についてですが、阿寒湖畔は観光地でもありホテルが大量に水を使います。今まで町の水道料金は使えば使うほど安くなるよう設定がされています。それでも大きなところは2千万円から3千万円位の水道料金を年間支払っていますが、聞くところによると新市ではホテルの水道料金は倍位になってしまうとのこと。そうなりますと今経営が難しい時代の中、出来るなら阿寒町の旧制度を継続してもらいたいと思っております。阿寒湖畔の場合、川の湧き水を水道管に繋いでいるような状況ですし、限られた地域の中で配管のキロ数も少ないので、コストはそれ程高くないはずですが、また、新市の財源として入湯税やマリモの観覧料も含まれるなどメリットもありますので、再度検討して現在の町の制度を残していく配慮をしていただきたいと思います。

上下水道専門部会： 水道料金につきましては、すでに合併協議会で調整方針が決定しておりますが、その内容といたしましては、委員からご指摘の阿寒町の料金体系の営業用と言われる部分、ホテル・宿泊業を中心に飲食業も含めて110軒程度の事業者軒数でございますが、これにつきましては今の阿寒町の基本水量・料金、超過料金の体系を阿寒町の営業用ということでそのまま新市の料金表に載せる形になっております。後ほど下水道の部分でも触れますように「地域の特殊性に配慮しながら別途段階的に補正する」ということで確認されており、そういった方向で新市に引き継がれていく認識でおります。

金 山 委 員： 分かりました。

梅 崎 委 員： 今の説明の「別途段階的に補正する」という部分ですが、通番23「下水道使用料」の調整内容1で、普通の使用料は5年間で同一化を図るという文言が出ておりますが、阿寒湖温泉地区については年数が入っておりません。この辺は事務方としてどのように考えていますか。

上下水道専門部会： 水道料金と下水道使用料と2つございますので、私の方から水道の概要をもう一度お話させていただき、その後、今日提案させていただいております下水道について専門部会の別の者からご説明させていただきます。水道料金につきましては、今、家事用として一般家庭の方が利用されている割合が、阿寒町は80%台と少し低いですが、釧路市を含めた3市町につきましては90%以上の契約者が家事用になっております。家事用の料金は、釧路市が全道34市中28番目の位置にあり、合併時に釧路市の料金体系に合わせるといふことで3町に取りましては3割位安くなります。残りの業務用等につきましても、基本的には釧路市に合わせる形の確認となっておりますが、先ほど金山委員からご指摘がありましたように、阿寒町の場合に超過料金の部分で使えば使うほど割安になる逡減制の料金体系となっております。その部分を合わせますとホテルなど極端なところでは負担額が倍位になる問題があったものですから、阿寒町の営業用の水道料金につきましては、新市にその料金表をそのまま当てはめまして、別途新市の中でじっくり時間を掛けてどういふ方向が良いのか検討するというところで、具体的な年数も区切らない形での調整方針が確認されております。

釧路市担当者： 下水道使用料につきまして、基本は同一サービス、同一料金ということで、新市になった場合には家事用を含めまして5年間の経過措置の中で釧路市の使用料体系に合わせるといふ基本が1点ございます。また、温泉水単価というのは処理が通常の方式と異なるものですから、それは別の使用料体系の中を含めます。そして今、梅崎委員ご質問の件でございますが、釧路市の使用料の体系は別表でお渡ししておりますように、累進逡増制となっており、使えば使うほど単価が高くなりますが、阿寒町・白糠町・音別町につきましては従量料金が高くないため、結果非常に大きな差が出てまいります。この差を同一サービス、同一料金ということで一緒に括れるのかということになるわけですが、先程来、委員の皆さんがおっしゃっているとおりホテル経営など様々な部分で大きな問題を残すだろうということで、幹事会の中で調整方針の表現につきまして色々検討されたところでございます。特に阿寒湖温泉の問題につきましては、影響額が非常に大き過ぎ、水道と同様倍になり何千万円ということですので、合併時は勿論でございますけれども、調整期間の5年間で新市の体系を適用することは、現時点では決められない状況でございます。そこで、小委員会の中で「地域の特殊性に配慮しながら別途段階的に補正する」とした水道料金の調整方針を下水道使用料としても踏襲いたしまして、何年後にどうするかは明確にせず別途段階的に補正する旨の同じ表現に止めさせていただきました。内容といたしましては、新市になってから阿寒湖温泉へ与える影響を様々な角度から見直しながら調整を図るべきであるということでございます。

二瓶議長： 梅崎委員、今の件はよろしいですか。

梅崎委員：仕様がなくてですね。分かりました。

金山委員：私は初めから合併すべきであるとずっと言ってきましたので、合併でホテル関係に不利益が生じたりしては困るわけで、今話を聞いて安心しました。ありがたいと思いますし、よろしくお願いします。

佐藤委員：通番2「(市町村営住宅) 収納」についてお伺します。市町村営住宅の収納の中で「釧路市で行っている委託方式をベースに収納業務を行う」とありますが、他の3町についてもそういった方針と理解してよいのでしょうか。

建設専門部会：収納業務の委託は釧路市だけが行っておりまして、3町は直接、収納を行っております。釧路市の例を申し上げますと、使用料は納付書による自主納付を基本にしておりまして、市役所の本庁・支所、銀行、郵便局の窓口で取り扱っているところです。新市で住宅公社への委託に一本化いたしますと、滞納の場合、徴収をどうするかといった問題もあります。ただし、公営住宅の8割が釧路市に集中していることから、市の現行の委託方式を変更することにはならないと思いますので、市の方式を基礎として今後進めていきたいというのが専門部会の検討結果です。しかし現実的には、委託した場合、例えば音別町や阿寒湖畔などかなり遠い地域においては直接、収納できるかどうかといった問題があります。そこで調整内容1の前段に「他の収納業務との総合的な調整が必要であるが」という文言を入れさせていただいておりますが、総合行政センターといったお話がございまして、総合行政センターがどういう組織でどのような機能を持つか私どもではまだはっきり捉えておりませんので、そのことを意識してこの文言を入れさせていただきました。大枠としては、総合行政センターがどうなるかといった調整を含めて委託方式を基礎にしていこうということまでまとめさせていただいております。

佐藤委員：今の内容からいくと3町については形が明確ではありませんが、委託方式を基礎にするということは各町でも委託による収納業務を行うことが基本になってくると思います。将来的には委託発注することになるとは思いますが、3町については先ほどの答弁にもありましたように、地理的な問題等も加味する必要があると思います。収納業務に経費が掛かったのでは問題があると思いますので、市については今までどおり行っていくとは思いますが、3町に関しては総合行政センターの行方が今後詰められ確立した段階で方針を決めるということになるのでしょうか。

建設専門部会：収納については、阿寒町は住宅部門ではなく税部門で行っており、白糠町は住宅部門が行い、音別町は住宅部門が窓口ですが上下水道料金もあわせてそこで収納しているなど各町とも方式が同じではありません。また、釧路市

は現在、全て委託方式で行っておりますので、その辺の調整が最初に必要ではないかと考えております。総合行政センターが税も上下水道料金も住宅使用料も他の使用料も全部まとめて収納するということになりますと、住宅使用料担当の職員が1人必要となるのか2人必要となるのか、もしかすると1人で3つの部門を一緒に担当できるかもしれません。そこは職員の効率の問題もありますので、その辺は総合行政センターがどういう機能になるのかということを一に考えなければならぬと思います。釧路市は既に委託方式で行っておりますし、その方が効率的であるといったこともございますので、新市になってもそのまま進んでいくだろうと考えておりますが、将来的にどうするのかといったことは、やはり総合行政センターの機能のお話しが基本になってくるものと考え、このような形でまとめさせていただきました。

佐藤委員： 将来的には総合行政センターが確立できた段階で、そこに配属される職員が収納業務を行うスタイルになるかと思いますが、職員の体制がどういう姿になってくるか分らない中、また総合行政センターだからと言って今の職員をそのまま全部抱えることには多分ならないだろうと思いますし、職員は極力削減される方向にあるのではないかと思います。また、総合行政センターが確立された中で収納業務を併用して行うというスタイルは、行うか行わないか新市になって決めるということのような感じがしますし、3町からすると釧路市方式で委託するという事は、職員に代わって収納を行うスタイルなので、雇用の創出といった意味ではその町にとっては良い傾向のような感じもしますが、それも今議論しても総合行政センターができるかできないかに懸かってくるのではないかと思います。この場ではそういう方向でしか結論が出ないような感じはしております。

建設専門部会： 全部委託方式にすることが一番良いのかといった議論が専門部会でもございました。と言いますのは、最初にも申し上げましたが、例えば釧路市に収納本部のような部署を置いた場合に、離れた地域で不在かもしれない何軒かの収納のために行くことが実際に効率的なことなのかどうかといった議論があります。その辺はもう少し検討が必要ではないかと考えています。全て委託することが良いのか悪いのか、何回も申し上げますが現在、新市後の町役場の行政機能がどうなるかによって変わって参りますので、今後検討が必要ではないかと思います。

佐藤委員： 2点目に通番17「字名・町名」についてです。先ほど事務局から説明がありましたが大枠としては地域自治区あるいは合併特例区の行政センターの確立ができなければ、住居表示も決められないのではないかと思います。そういったことで良いでしょうか。

事務局： 新市建設構想小委員会で提案されておりますが、合併する時点でまず新市の名称がどうなるかということと合わせて、4市町の字名・町名の整理をす

ることになります。住居表示に伴うこともあります、町名の変更を当然していくことになりますので、それはそれとして行います。その段階で地域自治区を設置するかしないかによって字名・町名の扱いが少し変わりますので、その辺の幅を持ちながら今日の都市環境小委員会でのご議論をいただきたいというのが、事務局のお願いでございます。

佐藤委員： そうしますと〇〇市というのが決まれば、自ずとその下は総合行政センターも決まるということに多分なってくるかと思えます。本日の小委員会の中では、調整内容で先ほど述べられたように音別町であれば「音別△△何丁目」というスタイルですが、私は3町については「町」を付けておいた方が良いと思えます。やはり町の歴史も持っているでしょうし、町内会では何でも町名を使っております。そういった意味で合併しても果たして違和感なく生活できるだろうかという感じを受けます。新市の名称もありますが、音別町であれば「白糠郡音別町△△」が新市になれば「〇〇市音別町△△」でも何ら差し障りはないという感じがしますので、合併しても「音別町」という名前を残せることができるのか、阿寒町や白糠町でもやはり同じような感じはないかと思えますが、その辺についてはいかがでしょうか。

事務局： 委員のお気持ちは十分に理解しているつもりでございますが「〇〇市□□町△△町」と「町」が続く表記のバランスも考慮する必要があるのではないかと説明の中ではお話をさせていただきました。いわゆる「阿寒町」、「白糠町」、「音別町」という表記が住民の方々の本当の願いであれば、そのことは検討しなければならないと思っております。事務的なお話になるかもしれませんが、それが「阿寒」、「白糠」、「音別」で足りるのかどうかというところも議論としてはあり得るものと思っております。調整方針の中にも記載をいたしました、必要に応じて調整できるものとするということは、幅広くなりますがそういうことも含めたご理解をいただければと思います。事務局提案の考え方としては、「町」という表記の重複を避けたいという気持ちが一方ではあるものですから、事例の表記を1つの原則にしながら考え、また本日提案する際に想定したことは地域自治区の関係があったものですから、そのことも含めて本日の小委員会でのご承認をいただければという意味合いでございます。

川村委員： 関連して整理したいのですが、冒頭言われました地域自治区が、我々が住む新しい地番に影響を与えるものなのかどうかきちんと教えてもらわないと議論にならないと感じます。地域自治区というものがそういう概念も含んだ上で存在しているとすると、調整方針の中にそれをきちんと入れておくべきではないかと思えますし、また今それを入れておかないと議論がずれてしまい、ここで決めても意味がなくなるのではないかとといった点が1つです。それから地域自治区のイメージが良く分かりません。全体を通じてもそうですが、そのことを深く知っている人もいれば、私のように全然分からない人も

いて、結構大きな問題であるはずなのにその中での擦り合わせがどこで擦り合わされていくのか分かりません。個人的には地域自治区が存在しても存在しなくても町の表記を議論するのに差し障りが何もないのではないかという気はしております。そうなるうとなるまいと「音別朝日1丁目」で何が悪いのだろうかということになります。法的に違うものだという事になればまた別であろうと思います。それから先ほど事務局の方で町名ということで「ちょう」と「まち」ということだけを提案したように聞こえましたが、それも本来はこの場で議論すべきことなのかどうかと思います。それを議論してここに書いていくことが必要なのかどうか、何を言っているのかと言うと細かいところまでここで決めることができるのかどうかということです。他の問題と違いまして、新市になって付けるというのでは遅いわけですから、調整方針のこの部分は誰かに任せるからその時に決めるということではないと思います。いつの時点になるか知りませんが、我々、例えば自分のまちの音別町の「朝日」や「共栄」や「緑町」というところがあるということが、それぞれ3町の方々は頭の中に入っています。その響きの中でどこを残したいのかどうかということは、少し時間を置いて議論するのであれば、割とスムーズにできるのではないかと思います。必要に応じて調整できるものとするという曖昧な形では意味がないと私は思います。音別町でも「西地区」と言ってきたものを「緑町」とするなど、自分たちにとって望ましいように今まで調整して、自分たちの文化を作ってきたわけですから。必要に応じて調整できるのは当たり前だと思いますので、このような文言で書かれるのも若干違う気がします。この部分については少し時間が取れないのでしょうか。

二 瓶 議 長： これは、それぞれのまちの伝統・文化に関わる問題でもありますので、事務局も専門部会の中で色々と議論してきたと思いますが、事務局の方で整理をして答弁していただきたいと思います。

小笠原 委員： 大字・字は、法律的に簡単に廃止できるのかどうかについても教えていただきたいです。

二 瓶 議 長： ここで暫時休憩とします。

(休 憩)

二 瓶 議 長： 会議を再開します。

事 務 局： まず1つが基本的に制度のことが分からないと、地域自治区となった場合に住居表示にどう影響するのか分からないということがありましたので、まずそのことについて少し触れさせていただきたいと思います。地域自治組織を設置するかどうかは行財政小委員会で検討することになっております。選択肢としましては、地域自治区、合併特例区、それからそういった地域自治

組織を置かないといった選択肢があるところがございます。地域自治区あるいは合併特例区を置くとした場合、区の名称を冠するということになりますので、地域自治区や合併特例区ができた時には、その地域の自治区の名前、例えば白糠町であれば白糠区と言うか白糠町と言うか、区の名前は区でなく町であっても構わないのですが、それを必ず冠して住居表示をするという形になります。ですから今おっしゃるように地域自治区を使うようになると「〇〇市白糠区」または「〇〇市白糠町」などと決まって表現されることになりまして、その後には字名という形になります。ただ地域自治区や合併特例区にしても設置される期間は一定の期間に限られます。この期間は合併協議で決められた期間ですので、期間が過ぎると名称である町名・字名についてどうするかということはその時にまた決めなくてはならないという形になります。例えば「白糠町本町」という所があって自治区の名前として「白糠町」というところがあった時に、5年間や10年間、地域自治区を一定期間置くことを決めた時に、それまで自治区の名前として使っていた「白糠町」までを含めて「白糠町本町」、ここまでを地域の名前として決めるのかどうかといったような選択肢は出てきます。それはまたその時の話になってきますが、そういったような形で住所の表示というのは決められる形になります。今おっしゃったとおり地域自治区を使うか使わないかということでは、調整方針の表現は調整の余地が残っているのはご指摘のとおりと思います。それから、この提案の趣旨は、特に調整内容3のところですが、「新市名が旧市町名と異なる場合、旧市町名を残すが、必要に応じて調整できるものとする」とあり、歴史・文化のあるものであれば必要に応じて調整できるものであるということ、全てが個別の相談になろうかと思えます。基本的に合併をした時にそういったような扱いにするということについてこの後個別に詰めたことを住民の皆さん方にご説明していく形になりますけれども、私どもとしては合併協議会の中で委員の皆さん方から、新しい市の町名を決める時にはこういったような気持ちを大事にしようとか、こういった方向でやろうとか、それが全てに該当するとは場合によってはならないかもしれませんが、大筋としてこういった方向が良いといった方針があれば、そういった中で決めていきたいと思っております。ですからこの所についても基本的に旧市町名を残す方向で検討して欲しいといったご意見をいただきまして、私どもとしては住民の皆さん方にそのことについてご説明して参りたいと考えております。ただ住民の皆さん方との相談の中において、そこまで要らないのではないかととなると、それは個別の調整になってくるのではないかと思います。それは相談の余地として残しながらも基本的に方針としてご承認いただけるものはいただきたいと思っております。そういった意味からも調整内容3については、もうしばらくこの小委員会の中で意見交換をしていただければ幸いと存じますところがございますけれども、地域自治組織の扱いにつきましては今後、他の小委員会の推移を見る必要があるかと思えますが、再提案ということではなく、この提案についてはこのままお受けいただき、決めるかどうかについては保留ということで次回決議をされるという形で取り扱いた

だくことも1つの選択肢ではないかと思っております。ただ、そういった意味からいきますと、もし地域自治組織を使わないような場合、基本的に自分たちのまちの名前についてどう取り扱っていくと良いのかいくつかご意見をいただいたところでありますけれども、私どもとしてもそういったご意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

二 瓶 議 長： 大字・字の廃止については、いかがでしょうか。

事 務 局： 基本的には登記簿謄本に書かれてある表記をどうするかということになります。正確には確認しておりませんが、新市になった時に新しい市名を付けることになりますから、その時に変えていく作業が1つの方法として可能ではないかと思っております。そういう意味では大字・字というのは新市になったことによって、基本的には原則外すという方向ですので、事務的には法務局との協議も出てきますが、理論的には可能だと理解しているところでございます。

小笠原 委員： 通常使っていないので、外して欲しいと思います。

川 村 委 員： 今の自治区のお話はよく分かりましたが、例えば住所についての話の中で地域自治区を設けた時に法的にそれを表現しなければいけないのかどうかということを聞いたつもりでした。必ず地域自治区だと分かるように、普通に自分が住んでいる住所を書く時にそれを表記しなければいけないのでしょうかといったことが1つです。もしも、そういうことにすると、それが消える時にまた変更しなければならないのでしょうか。その2点をお聞きしたいと思います。確か前にこの字名・町名を協議した時にも、住所に関する影響が大きいのは釧路市が20万人ですので1番大きく、他はそれよりもずっと小さい、そう考えると釧路市がそのまま使えるということが経済的にも効率的だということは分かって言っていますので、それも含めて変えて欲しいということではありませんが、地域自治区ということになった時に住所に付けなければならないとすると、そういうことが最初から決まっているのであれば調整方針に最初から書かなければ変ではないかと思えます。そうしますと自ずとイメージも決まってくるし、今も3つ程説明がありましたが、表記するということが決まっているとすると、決まっていることは最初に書いておけるわけですから、そうしますと選択肢として2番、3番ということが出てきて、もしもそういうふうになった時にはこういう表記になるといったことで調整していけると思えます。それが決まらない限り書かないということは若干変ではないかと思えます。

事 務 局： まず1つ目でございますが、法律的に自治区の名前を冠することが合併特例法の中で決まっていることですので、合併特例法による地域自治区あるいは合併特例区を使う場合については自治区の名前を冠することとなります。

川 村 委 員： 自治区が消える時にまた住所を変更しなければならないのですか。

事 務 局： そうなります。地域自治組織について行財政小委員会でまだ具体的に検討が始まっておりません。この点は時間を掛けて検討されるだろうと思っておりますので、字名・町名の部分について、全部の調整方針が決まってからゼロから考えようということでは、事務局としても間に合わないため、自治区の扱いが決まった折には必要な修正はさせていただきたいと考えておりますので、ご判断いただけるものはご判断いただきたいと思いますと考えておりました。

清 水 委 員： 地域自治組織、総合行政センターについては何も見えていません。見えないうちでこの調整方針を決定できるわけがありません。今、事務局の説明がありました。出てくるのが遅いのではなく、出さないだけではないかと思えます。自治区も一般制度を用いて、住居表示すればそのままずっと永久に使えるわけです。特例制度を使うからいけないのです。特例制度を使わなくても自治区を作ることができるわけです。一般制度を使用すれば良いわけですから、そうするとここにはっきりと住所を表示できると思います。それともう1つですが、総合行政センターの機能はどの程度になるのでしょうか。その機能は把握されていると思いますので聞かせていただきたいと思います。

事 務 局： まず1つ、地方自治法が今年になってから改正されまして、その中で地域自治区という組織を置くことができるようになりました。その時に一般制度と合併特例法による制度がありますが、一般制度と言いますのは1つの自治体の中で必ず全ての地域が網羅されるような形で地域自治区を設ける制度でございます。ただこの一般制度の場合には、自治区の名前を冠する必要はなくなります。住所等については今までのままで、色々決めることができます。今の自治体の枠にとらわれることなく、もっと小さな単位でも自治区を設けることができるということが一般制度の形になっております。ただ、今4つの市町の役場サイドでご相談させていただいている中では、4市町全部に地域自治区や合併特例区を置くという検討ではなく、3町に置きたいという方向で進んでいるという形になりますと、地域自治区では一般論としての地域自治区ではなく合併特例法の地域自治区を使いたいというような検討状況になります。そうしますと、こういった合併特例法による地域自治区という形になりますと自治区の名前を冠するということで、一般制度を使った場合とそうでない場合とでは違ってくるということで、資料も何もご提示しないままご説明しておりますので、説明の手順がどうかということでは私の方で反省しなければならないと思いますが、そういったことが1点あります。

それから今のお話で混同されているとしますと誤解を解かなくてはならないと思っておりますが、総合行政センターにつきましては、地域自治区とは関係なく、要は地域自治区を置こうが置くまいがそれぞれの町で持っている役場につきましては、住民サービスの拠点として住民サービスの窓口として

使わせていただきたいということです。地域自治区を置かないとしても総合行政センターは置くという方針でございます。また、地域自治区などで自分たちの地域についてももう少し相談して決めていこうという要素があった時に、総合行政センターについてはそういった事務を行う拠点として位置付けられて来ると思いますが、基本的には総合行政センターについてはそういった地域自治制度とは関係なく新市としての行政の形として、また住民サービスの拠点として使っていきたいという方針でありますので、ご理解いただきたいと思っております。こういった制度につきましては、先ほども行財政小委員会で掛けられていないお話しをしましたが、行財政小委員会への提案が終わった段階で、地域自治区等についての資料を皆さんのお手元に届くように考えていたところでございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。そういった意味から通番17「字名・町名」につきまして、私どもといたしましては自分たちの取り組みの中で頭の中で整理させていただいておりましたが、なかなかそれを皆さんにお伝えできなかったところがあるかと思っておりますが、今後必要な説明等を加えながらご理解をいただけるように努めて参りたいと思っております。

清水委員： 地域自治組織と総合行政センターが同じかどうかという質問をしたつもりではありません。これらは別と思っております。総合行政センターの機能をまだ聞かせていただけていないのでお願いします。

事務局： 総合行政センターの機能につきましては、行財政小委員会で検討する予定でございますが、まだ結論が出ておりません。私どもの方で用意しておりますのは、住民の皆さんが地域で抱えている課題については、総合行政センターで解決できるような仕組みというものを考えていきたいと思っておりました。

二瓶議長： ただ今の件につきましては、行財政小委員会で検討することでございます。その踏み込んだ部分は所管が違ふと思っておりますので、その辺を整理しましてご質問、ご意見をお願いいたします。

清水委員： 総合行政センターが地域の住民サービスのために3町の役場を残すというお考えを示されたわけですが、そうした場合に通番2「市町村営住宅の収納」についての問題ですが、ここでは単純に収納と言っておりますが、この都市環境小委員会では公営住宅の維持管理も含まれております。なぜそういうことを申し上げるのかと言いますと、総合行政センターが残るのであれば、今までどおりそこで行うと良いわけで、総合行政センターのあり方を明確に示さないからここで論議しても始まらないということ。もう1つは委託方式をとっている釧路市にもし合わせたとする場合には、第3セクターの問題もありますし、これまでどおりとしますと職員の削減は図れず、合併するのは何のためなのかということになります。住民サービスのことを考えて総合

行政センターを残すのであれば、何もここで収納方法についてまで調整する必要はありません。総合行政センターの機能に合わせればよいと思います。

二 瓶 議 長： 今の問題は待ってください。前段の佐藤委員と川村委員から出された部分を改めて事務局の方で整理しまして、小委員会の中で皆さんのご意見をいただいた上で、保留にするならそのようにするという含めて判断をさせていただきたいと思います。

事 務 局： 先ほども保留という言葉を使わせていただきましたので、保留という扱いにさせていただきたいと思っております。なお、必要なことは委員長と相談の上、事前にご連絡できるようにしたいと思っております。

川 村 委 員： 先ほどから法的な住居表示にこだわっているのですが、「冠する」というふうに法的に定まっていると言っている中で、「冠する」というのはいったいどういう意味なのかということです。どういうふうに捉えると「冠する」ということになるのか、法律は良く分かりませんが、例えば自治区という特例制度が端的に周りから見分けるように表記をなささいという意味であるのか、単にあなた方が分かるようにすれば良いということなのか、そういうことが「冠する」という言葉だけではイメージとして全く伝わってきません。その辺のところの整理も含めて少し考えてみてはどうかと思います。良い悪いを言っているのではなく、意味そのものが分からないということを申し上げています。

二 瓶 議 長： 事務局は今の川村委員のご発言の意味を十分受け止めていただいていると思いますので、改めて整理をしてお答えをさせていただきたいと思います。

都市計画専門部会： 「冠する」というのは何々に関わりがあるの「関」ではなく、「冠」ということはご存知でしょうか。従いまして、その地名を付けるということになりますが、この件につきましては先ほど委員長が言われたようなことで整理して再度報告させていただきたいと思います。

川 村 委 員： 「冠」と「関」の違いが分からなくて質問しているなどと言われるのであれば心外です。

二 瓶 議 長： 委員長として事務局の発言が適切を欠いたと思います。事務局は答弁いただく場合には各委員の発言の真意をきちんと汲み取った上で、やはり遺漏のないよう答弁をしていただかないと、これから段々小委員会の議論も正念場となり、本当に核心を突いた議論になってきますので、その辺はきちんと適切に進めていかないと議論がかみ合わない場合も出てくると思います。今の件につきましては川村委員のおっしゃっていることも含めて、また委員長から注意を促しますので、事務局では十分に受け止めていただきたいと思います。

す。川村委員もそのようなことでよろしいですか。私の方からも今後、事務局と小委員会の進め方について協議をしながら、皆さんの真意を十分受け止めて議論を真摯に進めていきたいと思っておりますので、お任せをいただければと思います。よろしいでしょうか。

川村委員： はい。

二瓶議長： 申し訳ありませんが、そういうことで今後こういうことのないようきちんと議事裁きに務めさせていただきます。委員長としても申し訳ないと思っております、そのことを十分反省しながら進行させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤委員： さき程の議論に戻りますが、答弁の中で少し理解できないところがありました。6市町村の幹事会の結論付けということで、この字名・町名については釧路町が入っていたために町という文言を取ったいきさつがあったという説明が昨日の音別町の会議でありましたが、この段階で町を付けるかどうかということに何か支障があるのかどうか、事務段階で大きな問題があるのかどうか聞きたいと思っております。6市町村の場合に外した経過はありますが、4市町村の場合は幹事会の中で協議されていないということも昨日答弁があったところです。

二瓶議長： 質問の趣旨は分りますか。

事務局： まず町を付けるかどうかについては事務的な支障は全くないと理解しております。法的に問題があつて入れるかどうかと言っているわけではないことをご理解いただきたいと思います。また、前段のお話のところでは受け止め方が違ったのかもしれませんが、6市町村の時の釧路町の事例については、横にも記載をさせていただきましたが、釧路町の名称は残さないということでしたので、そのことと「町」の取扱いに関連性はなかったと私は理解をしておりました。そのことを考えた時に、あくまでも4市町で字名・町名を検討する時に〇〇市阿寒・白糠・音別の町というところを抜かした表記で考えていきたいというご提案をしているだけでございます。6市町村時の話でいきますと、例えば音別△△というように対外的に通っている町名のところは、音別を付けなくても〇〇市△△1丁目などを使っても良いのではないかとご提案をしておりましたけれども、今回はそういうことは全く考慮しないで〇〇市釧路△△町・阿寒△△町・白糠△△町・音別△△町という表記で原則考えたいというご提案をしたつもりでございますので、ご理解をいただければと思います。

佐藤委員： 先ほど事務局から述べられたように、今日の段階では保留するということですが、何ら差し障りが無いということであれば、今後地元を持ち帰って協

議することも大事でしょうし、将来的な問題でもありますので、その段階で「町」が付いたままで良いとなったらそういうことで良いですし、ここで先に決めるのか、住民説明会等も経てからそこで決めるのかという問題もあります。ここで決めなければならないということでもないような気もしますが、住民説明会等を経たから表示を決めるということでしょうか。保留して弊害がないとしますと、住民にも説明して理解を得るということもあるでしょうし、どちらが良いかという選択をしなければなりません。

二 瓶 議 長： 今の問題については保留をするということで後ほど確認をさせていただきますが、保留するタイムリミットの問題もあります。今、佐藤委員がおっしゃった部分を含めて、どの位が許容範囲なのか事務局の考え方を示してください。

事 務 局： 行財政小委員会で協議します自治組織の件と歩調を合わせたいと思っておりますが、いずれにいたしましても次回のこの小委員会の中では一定のご報告をさせていただきたいと思っております。

二 瓶 議 長： この問題についてはよろしいでしょうか、後ほどまた整理させていただきます。川村委員も今までの経過はよろしいですか。

川 村 委 員： はい。

二 瓶 議 長： では、先ほどの清水委員のおっしゃった部分に戻ります。申し訳ありませんでした。

清 水 委 員： 先ほど途中まで申し上げた通番2の問題ですが、総合行政センターの機能や機構を考えた時に、今ここで決めてしまうのは少し危険すぎる気がします。先ほどの問題と一緒にこれについても保留にさせていただきたいと思います。後から調整が掛かるのか、もう掛かってしまったのか分かりませんが公営住宅の維持管理の問題もあります。例えばガラス1枚、扉1つを釧路市から音別まで、あるいは阿寒湖畔まで必要な物を持っていくのかという議論に結果的にはなるわけですので、そこは大事なところなのでこれを保留にさせていただきたいと思います。

事 務 局： このところで私どもが特に大事にしたいと思っていることは、職員や経費の削減など業務の効率化と合わせて、住民サービスは落とさない方向でやっていかなければならないという点でございます。住民サービスを落とさない方向の中で、この収納業務をどのように取り扱っていくと良いのかとなった時に、釧路市の委託方式によってサービスを落とさないで経費を削減することができる事例があるということで、これが拡大できないものかといった考えがございます。しかしながら、先ほどお話にもありましたように、職員

でなければできない業務もありますし、業務量的に1人の人間がその業務を担当しますと、効率の問題もあるのではないかという問題意識は有しているところがございます。委託を基本にすると良いのではないか、ただその中で色々と隘路もあるでしょうから、隘路については1つずつ詰めていかななくてはならないと考えているところがございます。この辺は今、専門部会に代って私の方でお答えをさせていただきましたが、基本的にどの部署にも共通してこういった問題意識を持ちながら取り組んでいきたい気持ちでございます。

清水委員： 本日の調整方針修正案はこれで決するということの説明ですか。

二瓶議長： 行財政小委員会での議論との関わりの中で、この収納の部分はどうするかということが、委員皆さんに一番関心がある所です。ですから、先に提案された私どもの小委員会の中だけで結論を出して良いのかといった問題はやはりあると思います。清水委員も皆さんも一番そのことを懸念されているだろうと受け止めています。委員長としては、この収納方法の部分は先ほどの通番17「字名・町名」と一緒に今日は保留にさせていただいて、次回の小委員会の中で、行財政小委員会の議論経過を見ながら結論を出させていただくことにしてはいかがかと判断します。事務局としての見解をいただきたいと思えます。

事務局： 委員長はじめ皆さんのご総意ということが分かりました。

二瓶議長： 清水委員はよろしいですか。そういうことで判断をさせていただきます。通番2と通番17は保留ということにさせていただきます。

清水委員： はい。

梅崎委員： 通番17「字名・町名」で議論に全くなっていない部分で確認させてください。旧市町名の部分がずっと議論になっていましたが、1丁目・2丁目の数字の部分でお聞きしますが、実は釧路市は幣舞橋の向こう側のロータリーに近い方から1丁目となり、離れる程、丁目の数字が大きくなっていく形で何丁目何番が決められていると聞いております。残りの3町の何丁目何番の決め方は、例えば阿寒町ですと国道から離れるほど数字は大きくなるなど基準が3つとも違います。そここのところの統一性は図るのでしょうか、それとも今までのままでしょうか。ここは今まで全く議論になっておりませんので、事務方の考え方をお聞きしたいと思います。

事務局： 最終的には次回の小委員会までに含めてお答えすべきことと思ったのですが、△△町何丁目の何丁目の部分では変える方向は持っておりません。それぞれ歴史的な経過があつて付けられた何丁目といった扱いでありますので、そこまでは考えておりません。

梅 崎 委 員： 分かりました。

二 瓶 議 長： 他に何かございませんか。

(「ありません。」の声)

二 瓶 議 長： それでは他になければ、未提案分の通番 1 から 23 までの項目で、通番 2 と 17 につきましては保留をさせていただき、次回の小委員会の中で改めてまた議論していただくということで、残りの提案された項目について了承するということがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： それでは、通番 2、通番 17 は保留ということで残りの調整方針修正案については了承されました。

3 . 次回小委員会の開催について

二 瓶 議 長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第 2 の「次回開催日程について」事務局から説明を願います。

事 務 局： 第 3 回都市環境小委員会の開催でございますが、10 月 5 日火曜日の 13 時 30 分、会場を釧路市交流プラザさいわい 3 階大ホールにて開催を予定しております。多忙な時期でございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思っております。

二 瓶 議 長： ただ今、事務局から 10 月 5 日火曜日の 13 時 30 分、会場を釧路市交流プラザさいわいにて開催する説明がありましたがよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

二 瓶 議 長： それでは、会議次第 3 「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事 務 局： 審議が終わった後の訂正で申し訳ございません。別紙 3 の 6 ページの資料で、白糠町の欄の公衆浴場のところでございますが、汚水排除量「1,00 m³」を「100 m³」に訂正していただきたいと思っております。

二 瓶 議 長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

(「ありません。」の声)

4 . 閉会

二 瓶 議 長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第2回都市環境小委員会を終了させていただきます。本日委員長の不手際で川村委員をはじめ委員の皆さんにご迷惑をお掛けしましたことをお詫びしながら本委員会を終了といたします。皆様大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後15時08分)

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員長（議長） 二瓶雄吉

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 門間俊二

釧路地域4市町合併協議会都市環境小委員会 委員 清水一芳